

仕 様 書

1 業務名
無線局定期検査業務（航空局）

2 履行期間
契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 業務内容
下記の無線局に対し、電波法第73条第1項に定める定期検査（機器点検、書類点検、総合試験）を、登録検査等事業者等規則別表第8号に定める「点検結果通知書」（総合通信局長が認めた場合はこの様式によらない）に沿って実施し、実施後に点検結果通知書を委託者に提出するもの。

なお、具体的な業務スケジュールは、契約締結後速やかに「作業工程表（任意様式）」を提出し、委託者の承認を得ること。

(1) 対象無線局

ア 無線局名 さっしょういどう05

イ 免許番号 北航第243号

ウ 無線機型 funke AVIONICS（旧DITTEL社）製 FSG2TPC

(2) 対象無線局設置場所

札幌市消防局石狩ヘリポート（石狩市新港東2丁目）

4 提出物

受託者は、業務完了後は速やかに、完了届（本市指定様式）及び上記3で指定する点検結果通知書を提出すること。

5 費用の請求等

本業務の支払いは完了届の提出後、委託者が実施する役務履行検査に合格した日以降、請求書により請求することとし、適正な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

6 その他留意事項

(1) 本業務の作業従事者が本市施設へ入庁・入室する場合には、本市が定める手順に従い、許可を得て入庁・入室することとし、上半身の見やすい位置に常に身分証明書を着用すること。

(2) 作業開始及び終了時は、下記7の担当者に連絡すること。

(3) 受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任において適切に処理すること。

(4) 本業務の履行においては、関係法令、規則等に基づき、データの保護及び管理に十分配慮し、漏洩、き損の防止に努めること。

(5) 技術者の派遣費用等、本業務に係る全ての費用は契約金額に含めること。

(6) 本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者の協議により定めること。

7 連絡先

札幌市消防局警防部通信指令課管理係 酒井

札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎7階

TEL 011-215-2080 FAX 011-261-9119

system.shobo@city.sapporo.jp